

令和8年度第3回大阪市建築審査会会議録

○日時 令和8年6月11日（木） 午前10時00分開会
午前11時54分閉会

○場所 大阪市役所本庁舎 屋上階（P1） 会議室

○議事 1）個別同意案件
2）一括同意案件の報告
3）審査請求事案の審議
4）その他

○会議資料 1）建築許可に関する建築審査会の同意について（依頼）
2）建築基準法第43条第2項第2号許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告
3）建築基準法第44条第1項ただし書に基づく道路内建築物特例許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告
4）審査請求事案の審議（非公開）

○出席委員 5名

会長	阿部 昌樹		
委員	福田 知弘	委員	大藤 さとこ
	松島 格也		小泉 真一郎

○出席幹事 計画調整局 鎌田（建築指導部長）
濱崎（建築企画課長）
平山（建築情報担当課長）
藤村（建築確認課長）
都丸（監察課長）
島田（都市計画課長代理）
平田（開発誘導課長）

環境局	三原（環境管理課長）
消防局	吉村（消防設備指導担当課長）

○事務局 計画調整局 富安（注1）、二宮（注1）、岩永（注1）、
野村（注1）
松本、中西、久保田

（注1）書記

開会 午前 10 時 00 分

○濱崎幹事 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和 8 年度第 3 回大阪市建築審査会を始めたいと思います。出席者の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。なお、円滑な議事進行のため、携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただくよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、阿部会長から開会の宣言をいただきまして、建築審査会を進めてまいりたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部会長 皆さん、おはようございます。皆さん、おはようございます。そうしましたら、ただいまから大阪市建築審査会を開会します。まずは事務局から、本日の予定などの説明をお願いいたします。

○事務局（岩永） まず事務局から、委員の皆様のご出席状況の確認と、本日の議事予定の確認をさせていただきます。委員の皆様のご出席状況でございますが、5名の委員にご出席をいただいております、大阪市建築審査会条例に規定している会議開催に必要な人数である4名以上となっておりますので、規定を満たしております。

続きまして、本日の議事記録責任者は、福田委員と松島委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

本日の議事予定をご説明いたします。お手元の次第「3. 議事」の部分をご覧ください。議事の1）、本日ご審議いただく個別同意案件は1件です。議案

第4号ですが、建築基準法第56条の2第1項ただし書きの日影規制の特例許可に関する案件です。

次に、議事の2)につきましては、法第2号の許可、法第44条第1項第2号の許可に係る、一括同意基準に適合した許可案件の概要を事務局からご報告いたします。

次に、議事の3)、議案第5号といたしまして、審査請求事案をご審議いただきます。なお、議事の3)につきましては、審議会等の設置及び運営に関する指針の第7、1(2)号の「会議において、行政処分の妥当性に関して審議等を行う場合」に該当するため、非公開での審議としたいと考えております。

議事終了後、事務局から事務連絡をさせていただき、閉会となります。それでは、議事進行につきまして、会長、よろしくお願いいたします。

○阿部会長 そうしましたら、議事に入っていきたいと思います。今、事務局からご説明もありましたけれども、本日、3つの議事のうち、1と2については審議の公開を行うと。それに対して、議事の3については、行政処分、個別の行政処分の妥当性に関するものですので、非公開という扱いにしたいと考えておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

そうしましたら、まず議事の1、議案第4号ということになりますけれども、この内容について、事務局から説明をお願いいたします。

◎同意案件

議案第4号 建築基準法第56条の2第1項ただし書きに基づく容積率の特例許可について

○事務局（岩永） 別添資料にて配布しております図面により、申請地の位置から、順にご説明いたします。そちらのほうに用意しておりますディスプレイと、お手元のタブレットの方をご覧ください。

1ページは、用途地域区分図となります。図面上方向が北となります。申請地は、中央のハッチで示している部分で、競艇場に利用されている敷地です。用途地域は準工業地域で、指定容積率はほとんどの部分が200%の区域になっておりますが、東側と南側の道路沿道部分は300%の指定となっております。

本案件は、日影規制の特例許可になりますが、日影規制の対象となる部分は、準工業地域の場合、指定容積率が200%に指定されているところになります。

続きまして、2ページは、周辺建物現況図となります。ちょっと方角が変わって、図面左方向が北となります。申請地は、図面のハッチで示している部分で、ハッチの部分の北西辺り、図面でいうと左下辺りの赤いところが、今回増築を行う建築物です。本申請地の場所は、大阪メトロ住之江公園駅の北西に位置しまして、隣接する西側は、下水処理場とゴルフ練習場に利用されておるといふところと、その他は事務所や工場が立地しておるといふ状況です。

次に、敷地周辺の写真をご用意しております。ディスプレイの方を、このまま見ていただければと思います。今回、写真をご用意している範囲なんですけれども、日影規制の許可になりますので、日影が落ちる方向である、敷地の北側を中心に写真を用意しております。

まず写真1枚目ですが、上の①の写真は、北側道路を東から西方向に見た写真です。②の写真ですが、同じ道路ですが、もう少し西寄りの位置から見た写真になっております。北側道路の幅員は、10メートルの幅員となっております。

続きまして写真2枚目ですが、③は先ほどと同じ北側の道路を、敷地の北西辺りから東方向に見た写真です。右奥に写っている辺りに、今回の増築棟を建築する場所を記載しています。④については、敷地北西角から、隣地方向に見た写真です。計画地の西側は、下水処理場が立地しております。

続きまして写真3枚目、⑤の写真ですが、北側道路を先ほどより少し西側から東方向に見た写真です。計画地は右側に写っている部分で、左側に写っている部分は北側の道路の向かいになります。こちらも下水処理場の施設として利用されておるところです。⑥の写真ですが、右上に撮影位置を記載していますが、少しさっきと場所が変わって、敷地の西側境界線辺りから隣地側を見た写真です。こちらについては後ほど日影図で説明しますが、この写真で写っている辺りに規制時間を超える日影を生じさせる、ということになるんですけれども、影が落ちる部分は下水処理場の通路の部分と、右側に写っているゴルフ練習場の敷地内の部分になります。

続きまして写真4枚目、⑦、⑧の写真ですが、こちらは敷地の北東角辺りか

ら少し角度を変えながら敷地を見た写真になっております。東側道路は幅員が40メートルの道路になっております。

次に、議案第4号の議案書の主な部分を読み上げさせていただきますので、議案書をご覧ください。議案書の主な部分を読み上げいたします。

議案第4号。

建築主は記載のとおりです。

敷地の位置は住之江区泉1丁目、以下記載のとおりです。

地域地区は準工業地域で、指定容積率は200%と300%、指定建蔽率は60%、準防火地域です。

主要用途は競艇施設で、工事種別は増築になります。

以下の部分に各面積を記載しておりますが、今回の申請部分については、用途が寄宿舍・事務所、自動車車庫、危険物一般取扱所、建築面積が1,011.72平方メートル、延べ面積は3,331.74平方メートル、構造については鉄筋コンクリート造と鉄骨造、階数については地上4階で、高さが16.76メートルとなっております。

左下に参考とあるところに、敷地の建築経過などを記載しておりますが、まずこちらは、準工業地域で、平成15年10月から日影規制の対象地域となっております。直近の許可通知書についてですが、平成18年に許可をしております。その後、政令で定められた許可が不要となる増築をいくつか経まして、直近の検査済証については、令和7年に取得されております。今回、個別同意案件として諮らせていただく理由については、一括同意基準に合わないところがあるというものなのですが、合わない内容としては、増築部分の高さが10メートル、それから延べ面積が500平方メートルを超えるためということになっております。

右の方ですが、建蔽率、容積率、それから周囲の環境については記載のとおりです。

許可理由について、本申請は、準工業地域内に生じさせる日影が規制時間を超えている既存の競艇施設の敷地内に増築を行うものであるが、申請部分は規制時間以上の日影を測定線を超えて生じさせず、また既存部分と複合することによっても、日影時間の限度を超える部分を現状よりも増加させることがな

い。以上により、周囲の住環境を害するおそれがないと認められる。

適用条文は、法第 56 条の 2 第 1 項をただし書き。

法別表第 4 の該当項目としては、3 項（2）号で、測定面が 6.5 メートルの高さで、5 時間、3 時間の日影規制の内容になっております。ディスプレイとタブレットの資料に戻りますので、そちらの方をご覧ください。

続きのところ、3 ページ目は設計概要書となりますが、先ほどの議案書の説明と重複するため、省略させていただきます。

続きまして 4 ページですが、配置図となります。図面左側方向が北となります。まず、接道状況について、東側は幅員 40 メートル、南側は幅員 25 メートル、東側は幅員 10 メートル、3 方接道の敷地になっております。敷地の北西部分、左下辺りですが、こちらに赤く着色された部分が今回の増築建物となります。本敷地は競艇場として利用されており、今回の申請については競艇場の施設として、選手宿舎とその駐車場、それから危険物一般取扱所の 3 棟を新しく建築するものです。

続きまして、5 ページですが、先ほどの配置図のうち、申請建物の部分を拡大したものになります。今回増築する棟を赤色で囲んで記載しておりますが、図面中央に選手宿舎と記載しておりますこちらが 4 階建てになっており、面積も相当規模にありますので、一括同意基準のうち、増築部分の規模に関する基準としての高さ 10 メートルであるとか、延べ 500 平方メートル以下というのがあるんですけど、その基準を超える規模となっておりますので、今回、個別同意案件として付議させていただいております。

続いて、6 ページですが、こちらは増築後の等時間日影図となります。図面左方向が北で、増築棟は赤色で記載している部分です。申請地のある準工業地域では、指定容積率 200% の地域では、日影規制として、測定面が 6.5 メートルの高さで、敷地から 5 メートルを超える範囲に 5 時間以上、10 メートルを超える範囲に 3 時間以上の日影を生じさせないということが規定されておるところで、敷地の外周に赤い 1 点鎖線と 2 点鎖線の線をぐるっと記載していますが、こちらが敷地から 5 メートルのライン、10 メートルのラインとなっております。まして、図面下の方の緑色に着色しているところが、規制時間を超えた日影を生じさせる部分になっております。超える内容としては、10 メートルラインで

の3時間の規制についてオーバーしているところがあるというもので、準工業地域、先ほども平成15年から規制をかけておるということを説明させていただきましたが、こちらのオーバーしている部分は、規制以前から立地している高さ31メートルほどある、図面上「A17」というふうに記載している建築物が存在しているんですけど、その建築物が影響しているものになっております。次のページに拡大図を用意しております。

7ページは等時間日影図の規制時間を超える部分の拡大図になります。緑色の飛び出している部分が、写真のときに説明をした、下水処理場の通路とゴルフ練習場のあるところになりまして、赤く記載している10メートルラインのすぐ下の黒い線が、処理場とゴルフ練習場の敷地の境界の線のところで、処理場の通路のところをちょっとと、ゴルフ練習場の建築物などが建ってない敷地内の部分に規制以上の影を落とす、というものになっております。右下の表に、測定線上の各点における日影時間を記載しておりますが、3時間の規制に対して、多い所で30分程度超える日影を生じさせておる、というものになります。

続いて、8ページですが、造築後の時刻日影図となります。線がいくつかあるんですけど、こちらは30分毎の日影の形を記載しておるものです。

続きまして、9ページは増築前の等時間日影図となります。緑色の部分は既存建物による日影ですので、増築後と同じ部分に日影が規制時間を超えて生じさせているという状況になっておりますが、先ほどの増築後と同じ測定点上において、こちらに記載している増築前の日影時間を超えないことを確認しております。

続いて10ページですが、増築前の時刻日影図となります。同じく30分毎の日影の形を記載しております。

続きまして11ページですが、今度は増築部分のみの、等時間日影図となります。増築部分の建築物だけの場合、規制時間を超えないものになっております。

12ページですが、こちらは増築部分のみの時刻日影図になっております。

ここから先の資料については、増築部分の平面、立面、断面などの一般図になります。

まず13ページですが、選手宿舎と付属する駐車場の平面図で、下が1階平面

図、上が2階平面図になっております。1階には食堂などの宿舎の共用部分、2階には宿泊室を計画しています。駐車場は右の方に記載していますが、平屋の上屋形式のものになっております。

続いて14ページですが、同じく選手宿舎の3階、4階の平面図です。3階には2階と同じように宿泊室を計画して、4階は、この施設のための事務室を計画しております。

15ページは屋上階の平面図です。塔屋が部分的にあるというようなものになっております。

16ページから17ページの2つは選手宿舎と駐車場の立面図です。まず16ページからですが、上から北立面、西立面となっております。17ページは上から南立面、東立面図です。

18ページと続きの19ページは断面図になります。18ページの右上にキープランを示しておりますが、こちらは南北に切って、西方向から見たA-A'断面図で、建築物の高さは17.29メートルです。19ページは、左から東西に切って南側から見たB-B'断面、次に建物の中央辺りにある3階まで至るエレベーターのところを切った断面、次に、建物の南西角あたりにあるエレベーター塔屋のある部分の断面、あと、右上に付属棟である駐車場の断面を記載しております。右下にある塔屋の部分が一番高い部分になりまして、大体20メートルほどの高さとなっております。

続いて20ページですが、こちらは増築棟の残り1個である危険物一般取扱所の図面です。左上から平面図、屋根伏図、その下に4つの各方向からの立面図、右上には断面図を記載しております。この建築物の高さは3.53メートルとなっておりますので、日影の測定面が6.5メートルなのですが、それより低くなっておりますので、日影には影響しないものとなっております。

議案第4号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿部会長 どうもありがとうございます。そうしましたら、今ご説明いただいた議案について、ご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。

まずちょっと私の方から確認なんですけども、これって、そもそも今度新しく建てる建物で、追加的な日影規制を超えるような日影が生じることはないわ

けですよ。

○事務局（岩永） 今回の計画としてはそうです。

○阿部会長 そうですよ。しかも今回の建物って、これ、寄宿舍の増築っていうのかな、独立した建物ですよ。

○事務局（岩永） はい、建築物としては独立しています。

○阿部会長 そうですよ。こういう場合にも許可が必要なんですかというのが、私の素朴な疑問なんですけれども。

○事務局（岩永） 結論、許可が要ります、にはなるんですけれども、一般的には、日影規制以外の例えば用途制限に抵触しているというような場合のときには、既存不適格といって、法律が変わって規制が後からかかってきて、法律に合わなくなってしまったものに対しての緩和の規定が用意されておりまして、先ほど例示で出した用途の制限でいうと床面積が 1.2 倍までとか、原動機の出力であれば同じように 1.2 倍までとなっているんですけれども、一定範囲までは許可なしで確認申請でやれますよ、という規定が用意されている条文もありますが、この日影規制は、その規定が用意されていないものになります。ですので、法律上は、日影規制緩和するときには、居住環境を害するおそれがないと認めて審査会の同意を得て許可、というふうになっておりまして、法文の立て付けでは、既存不適格の救済しかしてはいけないというふうにはなっておらず、個別の状況に応じて、居住環境を害するおそれがないか、ということを見て、許可をするかどうかを考えることになります。大阪市の運用としては、基本的には、既存不適格の救済という意味合いで、日影規制の許可を運用しているところですので、まずは、従前より悪化させないかということを確認しております。また、日影の許可については一括同意基準がありまして、同じように影が増えない、という規定はもちろんあるんですが、規模についても一定の範囲内までとなっています。実はこの敷地は、過去に 2 回、許可を受けているんですけれども、それは規模が大きくなかったので、一括同意基準で読める規模となっています。今回の増築建物は、その一括同意基準の規模を超えておりますので、その影響が、本当に居住環境を害していないかというところについては、ご確認いただく必要があると考えており、今回、付議させていただいている、というような考え方になっております。

○阿部会長　ありがとうございます。あの、念のために確認ですけども、そもそも、もっと小さい、つまり一括同意基準に該当するような建物であっても、やっぱりそれは、たまたま審査会としては一括同意ということだけれども、許可は必要だという考え方ですよね。

○事務局（岩永）　そのとおりです。

○阿部会長　で、それは、追加的な日影が生じていないことを確認して、許可をするという発想なわけですね。

○事務局（岩永）　そうですね。一括同意基準がまさにそういう、増加させていないということが趣旨になります。

○阿部会長　そうすると、一応、追加的な日影を生じ、つまり、比較的、一括同意基準を超える大規模な増築に関して、追加的な日影障害を生じさせていないから、許可をしていいんじゃないですかというのが、ここでの判断の対象ということになるわけであって、やっぱりそれは、許可案件であり、しかも、規模が大きいからここで審査してという、そういう発想になるということですね。

○事務局（岩永）　今回のケースで言うと、そのとおりです。数は少ないんですけど実績がいくつかあるんですが、影を増加させてしまうというようなときは、その影を落とす部分が、どういう土地利用になっているとか、その程度が多いとか少ないとかの状況を見て、居住環境を害するおそれがないかというところを確認するという流れになります。おそらくそういうときには、かなりご意見いただきたいというケースになるかと思いますが、今回はそのケースではないので、ご確認をきちんとしていただくというような感覚かと考えております。

○阿部会長　ありがとうございます。要するには、追加的な規制を超える日影を生じさせていないということをきちんと確認してほしいというような、そういう案件だということですね。ということのようですけども、いかがでしょうか。

○松島委員　すみません。今、会長がご説明いただいたので、非常によく分かったので、本件としては問題ないと思うんですが、念のため。2ページの現況図を見ると、まず、先ほどからご説明のあった、現状で日影規制に反している部分というのは、基本的には下水処理場の土地なんで、問題ないです、みたいな

お話もあったかと思うんですが。もしここに仮に、これが売り払われて、一般の住宅が建った場合には、どうなるかということですけども、今のお話からすると、既存不適格なんで、特に問題にはならないという理解でいいですか、というのが1つです。関係して、今度この図で言うと、左側、ちょっと細かくて非常に恐縮なんですけど、数字が32.6って書いてある、赤い建物と黄色い建物があるところが分かりますかね。

○事務局（岩永） 今映しているもので、あっていますか。

○松島委員 その赤い建物と黄色い建物は、店舗と住宅という分類になっているんですけど、その前のページの用途地域図を見ると、工業専用地域になっているように思えるんですが、これもいわゆる既存不適格でしょうか。それと、もし例えばここに日影規制がかかるような場合には、やはり工業専用地域になっているものなので、特に配慮は得られないというような判断になるんでしょうか、という質問です。少し、マニアックですな質問ですみませんが。

○事務局（岩永） まず1点目、影を生じさせる部分に、住居系の建物が建っている場合はいかがかというような、ご質問だったかと思います。基本的には、後から規制がかかってきて日影を悪化させないものに関しては、一定事業を営み続けていくというところを考慮するところですので、それについては救済はしていかなければいけないというふうに考えているところですが、土地利用の状況について、都度確認しながら、許可できるかどうか、というのを判断していく、というのが1つ。もう1つは、工専の用途地域の中に住宅が建っているところですが、日影規制の点で説明させていただきますと、大阪市で日影規制をかけているエリアの中には、工業専用地域というのが対象ではないというところなので、その部分については、日影規制の意味で言えば、何も規制がかかっていないところになるので、救済というような発想が出てこない、というようなところですよ。すみません、質問の意図を取り違えているかもしれませんけれど。

○松島委員 例えばですけど、今ちょうど見せていただいている一番右下端に、その敷地があって、そこにすごい高い建物が建つと、今の指摘したところに、何かの日影がかかってくる可能性があるんですけど、それは今のご説明からすると、日影の対象となる場所が工業専用地域なんで、対象となる建物が準工で

あっても、それは一切関係ないですと、そういうことですかね。

○事務局（岩永）　そうです。日影規制については、建築物が立地しているところの規制ではなく、影を落とすところに対しての規制、その場所を守る必要があるかという考えでの規制なので、用途地域が逆転していた場合、例えば、立地場所が工専でも、北側に準工の200%のところがある、というようなケースのときには、日影規制がかかって、守られる側に規制をかけているという考え方になっております。

○松島委員　この図で言うと、その上のところは準工なんで、そこにもしかかるようであれば、何かの話が必要になる、そういうことですね。

○事務局（岩永）　そうですね。ただ、準工も200%のところには規制をかけているんですけど、300%のところには、かけておりませんでして。この立地で言うと、準工の紫のうち、道路沿道は300%の指定容積なので、道路沿道を外した奥のエリアのところ規制対象の区域になっている、という状況です。

○松島委員　分かりました。ありがとうございます。

○阿部会長　ということで、今回の建築物増築には、関係ない話だけでも、将来的にいろいろ問題が生じる可能性がないわけではない、といったようなことだろう、というふうに思います。ほかに何かご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。小泉委員お願いします。

○小泉委員　大阪府小泉です。さっきの、阿部会長の話に関連するような話になると思うんですけども、今回増築の建物が、別棟であってということですけども、日影規制上は、ボートレース場ということで、用途状不可分ということで、全体で見ていくというところで、その中で今回の日影は、これまで日影規制を超えてる部分以内に収まっているというような形でどうか、という判断をしていくという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（岩永）　そうですね、敷地設定は、過去から変えてはいないので、その後の増築については、用途上不可分とされる、一敷地に存在していていい類の建築物が建っているというところで、同じ敷地設定の中で、従前の日影を、既存と複合しても超えていません、ということを確認していく、という考え方です。

○小泉委員　ありがとうございます。分かりました。

○阿部会長　ほか、いかがでしょうか。特にご意見、ご質問ないようであれば、従前の日影を超えるような形で規制を上回るような日影を生じさせることはない建物である、ということで、同意したいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。そうしましたら、本件については、審査会としては同意することによってさせていただきます。どうもありがとうございます。そうしましたら次ですけれども、議事の２）の、一括同意基準に適用した許可案件についてのご報告をお願いいたします。

◎一括同意案件等の報告

- ・接道義務の特例許可（建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて

○事務局（野村）　はい、それでは法第 43 条第 2 項第 2 号の許可、接道特例許可に係る一括同意基準に適合し、令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までに許可したものについてのご報告をいたします。お手元に配布しております次第とともにホッチキス止めしている A 3 資料をご覧ください。今回ご報告させていただきますものは、一括同意報告番号第 4 号から第 14 号の計 11 件です。用途はすべて一戸建ての住宅となっております、空地等の種別はすべてその他通路となっております。

- ・道路内建築物特例許可（建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて

○事務局（岩永）　続いて法第 44 条 1 項 2 号の道路内建築物の特例許可における建築審査会一括同意基準に適合し、令和 8 年 5 月 1 日から 31 日までの間に許可したものについてご報告させていただきます。先ほどの資料の続きに綴じております、A 3 横向き資料をご覧ください。一括同意報告番号第 1 号から 7 号の 7 件でございます、こちらはすべて道路内に設置される、公共交通機関である大阪シティバスの停留場の上屋となっております。公益上必要な建築物で、通行上支障がないと認め、一括同意基準に該当するとして許可したものに

なっております。一括同意基準に適合したものの報告は以上です。

○阿部会長 どうもありがとうございます。以上の案件について、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。そうしましたら、以上の案件については、報告を受けたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。そうしましたら次に、議事の３）の審議に入っていくわけですが、冒頭に申し上げましたとおり、ここからは非公開の審議ということになります。特に傍聴の方はいらっしゃらないということですので、その点はそれでよろしいわけですが、一応、利害関係のある処分庁の関係者ということで、鎌田幹事と平山幹事にはご退席いただくということになりますので、よろしくをお願いいたします。

そうしましたら議案第５号について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

◎審査請求事案の審議（非公開）

議案第５号 令和８年４月２４日付け審査請求について

（審査請求として受け付けた案件について審議を行った。）

○阿部会長 そうしましたら、本日の議題は以上ということになります。では、事務局の方から事務連絡についてお願いいたします

○事務局（岩永） 次回の審査会ですが、日付は７月９日木曜日、時間場所については通常と異なりまして、時間は午前９時３０分から、場所は中央公会堂の小会議室での開催を予定しております。個別許可案件として、総合設計制度に基づく容積率の特例許可案件１件をご審議いただく予定です。詳細については、開催の２週間ほど前の開催通知の方でご案内させていただきます。最後にお手数ですが、交通費の書面の内容をご確認いただきまして、記載とご署名いただき、机の上に置いてご退室くださいますようお願いいたします。事務連絡については以上です。

○阿部会長 ちなみに、この中央公会堂の小会議室は、公開口頭審査を行うとした場合にも対応可能な場所ですか。

○事務局（岩永） 時間には少し制約はありまして予約時間の都合はあるんです

けれども、会場の広さとしては、一応レイアウトができる部屋を確保しておりますので、実施自体はそれを想定した場所を検討しておるところです。

○阿部会長 分かりました。ありがとうございます。ということで、次回、開始時間も場所も違っているということで、お間違いないように、よろしくお願いします。本日の審査会はこれで終了いたします。どうも長時間ありがとうございました。

閉会 午前 11 時 54 分